

明日への一歩を踏み出そう



▲霞ヶ城公園 4月17日

ご支援ありがとうございます

～遠くは九州の地からもご支援いただいています～

市内・県内をはじめ、全国各地の企業・団体・個人の方々からたくさんの方々の人的支援や救援物資の提供をいただいています。また、多額の義援金も寄せられています。

皆様の温かいご支援に対し、この紙面を通してお礼申し上げます。ありがとうございます。

東日本大震災による被災者への支援等

二本松市災害見舞金

現に居住している家屋が被災した方に対し、市から災害見舞金を支給します。

区分	1世帯当たり	被災者1人当たり
住宅全壊	100,000円	20,000円
住宅半壊	50,000円	10,000円

災害援護資金

貸付対象者

災害により負傷または住居、家財に被害を受けた世帯で、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に定める所得基準に該当する世帯主

貸付限度額

- ・家財の1/3以上の損害…150万円
- ・住居の半壊…170万円
- ・住居の全壊…250万円

利率 年3% (据置期間中は無利子)

申請期間 被災後3月以内

据置期間 3年(特別の場合5年)

償還期間 10年(据置期間を含む)

償還方法 半年賦元利均等償還

保証人 保証人が必要

被災者生活再建支援金

現に居住している家屋が著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給します。

実施主体 財団法人道庁県会館 受付窓口 二本松市福祉課

対象となる被災世帯 (1)全壊世帯 (2)解体世帯 (3)長期避難世帯 (4)大規模半壊世帯 ※各要件があります

支給額 支給額は、次の2つの支援金の合計額(世帯人数が1人の場合は、各該当支給額の3/4)

(1)住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊世帯	解体世帯	長期避難世帯	大規模半壊世帯
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(2)住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

申請期間 災害発生から基礎支援金は原則13月、加算支援金は37月を経過する日まで

必要書類等 住民票、預金通帳の写し、罹災証明書等

※詳しくは下記までお問い合わせください。

◎問い合わせ…福祉課社会福祉係 ☎(55)5111

長期間閉鎖施設 および 中止が決定している催し

震災の影響により、現在閉鎖している施設のうち長期間使用ができない(規制される)主な施設をお知らせします。また、4月20日現在中止が決定している主な催しについてもお知らせします。

しばらくの間使用ができない(規制される)施設

- ・市民交流センター3階市民ギャラリー
- ・大山忠作美術館
- ◆市民交流センターは上記を除いて開館しています。
- ・二本松市民会館
- ・安達文化ホール
- ・勤労者福祉会館
- ・すばーく東和
- ・日山キャンプ場

※余震の影響等により再開時期は未定です。

※この他にも避難所になっている関係等で現在使用が規制されている施設があります。

中止が決定している催し

- ・東和ロードレース大会
- ・二本松市小学生陸上競技大会
- ・市民探鳥会
- ・日山の山開き

※この他にも中止や開催日変更等を協議中のものがあります。

「広報にほんまつ」5月号について

4月号で掲載を予定していた「年間日程表」や「話題」などの一部記事を今月号で掲載しています。